

水道事業会計(参考記載)

令和7年度ひたちなか市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度ひたちなか市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 73,600 件 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 17,447,000 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 47,800 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | ひたちなか市水道事業 事業費 1,610,439 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,693,450 千円
第1項 営 業 収 益	3,475,000 千円
第2項 営 業 外 収 益	218,449 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費	3,545,158 千円
第1項 営 業 費 用	3,234,458 千円
第2項 営 業 外 費 用	279,118 千円
第3項 特 別 損 失	1,582 千円
第89項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,305,136千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 127,822千円、過年度分損益勘定留保資金 1,177,314千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,229,921 千円
第1項 企 業 債	1,050,000 千円
第3項 他 会 計 負 担 金	31,185 千円
第4項 工 事 分 担 金	140,131 千円
第8項 国 庫 支 出 金	8,605 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,535,057 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,615,110 千円
第4項 企 業 債 償 還 金	874,990 千円
第8項 国庫補助金返還金	14,957 千円
第98項 予 備 費	30,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	馬渡配水場受変電・ 自家発電設備更新 事業	1, 7 4 1, 5 6 6 千円	令和7年度	1 7 4, 1 5 7 千円
				令和8年度	1, 3 9 3, 2 5 2 千円
				令和9年度	1 7 4, 1 5 7 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ひたちなか市 上水道事業	1, 0 5 0, 0 0 0 千円	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又は地方公共 団体金融機構資金につい ては、その融資条件によ り、銀行その他の場合に は、その債権者と協定す るものとする。ただし、 企業財政の都合により、 据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償 還又は低利に借り換える ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3 8 2, 1 3 4 千円

(2) 交際費 1 0 0 千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3, 1 4 8 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3 7, 8 1 9 千円と定める。